

自転車の危険な運転を防止するための

自転車運転者講習制度

妨害運転が追加されました(令和2年6月30日)

自転車運転者は、**危険行為**を**3年以内に2回以上**繰り返した場合には、**自転車運転者講習を受講しなければなりません!**



●講習時間:3時間 ●講習手数料:6,000円
※受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます

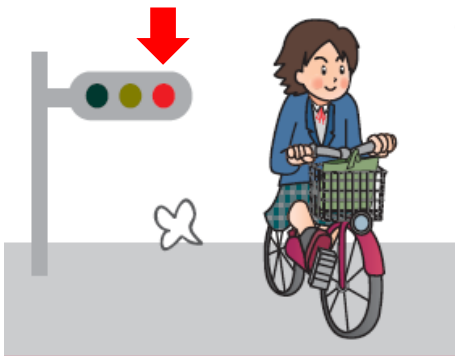


受講の対象となる**危険行為**(①~⑮)

信号や標識・標示を無視してはダメ!

① 信号無視

信号機が赤色のときは、必ず止まらなければいけません。



② 通行禁止道路(場所)通行

道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行してはいけません。



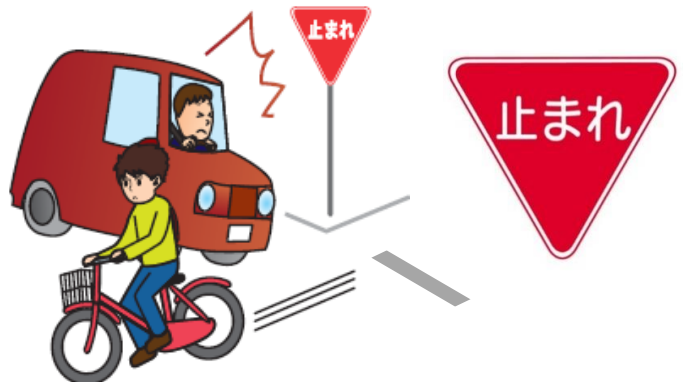
③ しゃ断踏切への立入り

しゃ断機が閉じていたり、警報器が鳴っているときは、踏切を通行してはいけません。



④ 一時停止違反

止まれの標識のあるところでは、一時停止をして左右の安全を確認してから進行しなければいけません。



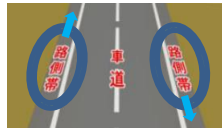
歩行者に危険を及ぼすような運転はダメ！

5 歩道通行や 車道の右側通行など



車道と歩道が区別されている「道路」では、歩道を走行してはいけません。また、車道の右側を通行してはいけません。

6 路側帯での歩行者妨害



「路側帯」では、歩行者の通行の妨害をしてはいけません。

7 歩道での歩行者妨害



自転車が行ける「歩道」では車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げそうな場合は一時停止しないといけません。

8 歩行者用道路での歩行者妨害



自転車の通行ができる「歩行者用道路」では、歩行者の通行の妨害をしてはいけません。

交差点での危険な運転はダメ！

9 左方車優先妨害 優先道路通行車妨害など



信号のない交差点に入るときは、左から通行してくる車や、明らかに幅員の広い道路を通行する車の妨害などをしてはいけません。

10 右折時の直進車や左折車への 通行妨害



交差点で右折するとき、直進や左折する車の通行を妨げてはいけません。

11 環状交差点通行車妨害

環状交差点に入るときには必ず徐行して、環状交差点を通行する車の妨害をしてはいけません。

危険な状態での運転はダメ！

12 酒酔い運転



酒に酔って自転車を運転してはいけません。

13 制動装置不良自転車の運転



ブレーキがなかったり、ブレーキのきかない自転車に乗ってはいけません。

14 安全運転義務違反

確実なハンドル・ブレーキ操作をしなかったり、安全確認をしないで他人に危害が及ぶような速度と方法で自転車を運転してはいけません。

※ 傘差し運転やスマホ使用の運転で事故を起こした場合にも、安全運転 義務違反になることがあります。



他の車両等を妨害する運転はダメ！

15 妨害運転

他の車両等の通行を妨害する目的で幅寄せや進路変更をしたり、不必要な急ブレーキをかけるなど交通に危険の恐れがある運転をしてはいけません。



追加！